○環境省告示第五号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条第二項第一号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

なお、平成二十三年環境省告示第五十三号（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件）は、廃止する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣　原田　義昭

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第四十条第二項第一号の環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準は、次のとおりとする。

一　土地（次号に定める土地を除く。）の形質の変更の方法は、次のイからハまでのいずれにも該当する方法とすること。

イ　土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ロ　土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

ハ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必

要な措置を講ずること。

(2)　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

二　要措置区域（区域内の土地の土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地の土壌の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地の区域に限る。）内の土地の形質の変更の方法は、次のイ又はロのいずれかの方法とすること。

イ　前号イからハまでのいずれにも該当する方法

ロ　次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方法

(1)　次の(イ)から(ニ)までの措置により地下水位を管理すること。

(イ)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

(ロ)　(イ)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一項第一号リ(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一項第一号ヌ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。

(ハ)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周

縁の土地の地下水位を確認すること。

(ニ) (ハ)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)の措置により地下水の水質を監視すること。

(イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(ロ) (イ)の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

(3) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、前号イ及びハのいずれにも該当する方法とすること。

三 前二号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの実施措置（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。）が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四 第一号又は第二号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

○土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準

（平成二十三年七月八日環境省告示第五十四号）

改正　平成三十一年一月三十日環境省告示第十四号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。第一号ロ(1)において「規則」という。）第五十三条第一号ロの環境大臣が定める同令第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土地の形質の変更の方法は、次のいずれかの方法とすること。

イ　地下水位を管理して施行する方法

(1)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

(2)　(1)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号リ(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一号ヌ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているものの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。

(3)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。

(4)　(3)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定

有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

ロ　地下水の水質を監視して施行する方法

(1)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(2)　(1)の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

二　最も浅い位置にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下この号において同じ。）より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該

当するものであること。

イ　土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ロ　土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ハ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。